

## 保護者の署名を必要とする各種同意書の 対象年齢変更について

民法の改正により、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳へと変更されました。

これに伴い、当診療所では、手術や抜歯等、同意書が必要となる治療について、18歳以上の患者さんは保護者又はご家族等の同意を不要としますのでご了承願います。

なお、成年年齢にかかわらず、治療説明に対し本人が十分理解できていないと医師が判断した場合や治療内容によっては、これまで通り、説明の際に保護者又はご家族等の同意や同席が必要となる場合がありますので併せてご了承願います。